

文教厚生委員長報告

令和6年12月20日

今期定例会において、文教厚生委員会に付託を受けました議案8件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第131号「令和6年度西都市一般会計予算補正（第12号）について」本委員会に付託を受けた部分についてであります。

歳出について主なものは、民生費に介護給付・訓練等給付費など1億4,602万円などの予算が計上されています。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第132号「令和6年度西都市国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について」であります。

本案は、保険給付費など、総額1億9,545万1千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第134号「令和6年度西都市介護保険事業特

別会計予算補正（第3号）について」であります。

本案は、保険給付費など、総額550万7千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第135号「令和6年度西都市後期高齢者医療特別会計予算補正（第4号）について」であります。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金など、総額1,357万円を減額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第138号「地方独立行政法人西都児湯医療センター第4期中期目標を定めることについて」であります。

本案は、地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行政法人西都児湯医療センター第4期中期目標を定めようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より

「本案は、地方独立行政法人西都児湯医療センター「第4期中期目標」を定めるものであるが、医療センターの運営に関わる基本的な問題で、慎重に対応すべき問題があることから賛成できない。

その第一は、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項において、「脳疾患や内科系疾患

及び整形外科など緊急性を有する疾患における受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指して、二次救急医療の提供を行うこと。」を目標としているとの提案がなされていることについてである。しかしながら脳神経外科医等の手術ができる常勤医師の確保について橋田市長は「今後の常勤医師確保の見通しについては、現時点では具体的に報告できる状況にはない」との答弁をされている。

私は、第3期中期目標が議題になった際、令和3年12月議会での文教厚生委員会において「修正動議」を提出した。その動議提出の理由は、医療センターは、脳疾患等の手術が出来ていないこと等を理由に、理事長解任の事態にまでなっていることを踏まえ、医療センターの現状においては誰が理事長に選任されても、脳神経外科医等の常勤医師がいなくても脳疾患等の手術ができる体制は困難であることからであった。しかしながら、この修正動議は、文教委員会で可決し、本会議でも可決する見通しであったが、議案が急遽撤回されたため修正は認められなかったところである。

あれから約3年余が経過した。「第4期中期目標」を理解するために令和3年度から6年度上半期における脳神経外科等の救急搬送の件数等、詳細な資料の提出を求め、その資料を基に①完結型医療、②二次救急医療等について見解を求めたところである。

質問に当局は、①夜間の部分については、市外への搬送が増えている状況から見ても完結医療というところは出来ていないと考える。②また、脳神経外科の部分の搬送件数のところを見ると、脳神経外科の対応ができていないので、市外

への搬送が主になっているこの数字からも、今後のこの脳神経外科の体制というのは重要になってくると考える。との答弁があったところである。

つまり令和6年度の上半期までの救急搬送における実態は、その実績からも「完結型医療を目指す、二次救急医療の提供を行う」との目標には及ばないものであることが証明されたということである。

そうであるなら「第4期中期目標」においては、医療センターの3年余の実績と医療センターの医療体制の現状を踏まえ「二次救急医療の提供については、完結型医療と同様に「目指す」という目標。これが現実的であり強くその見直しを求めたい。

第二は、今回の議案では「受入時間の延長など」との表記が削除されていることである。医師の働き方改革については理解できるところではあるが、その前に、今の医療センターが、地方独立行政法人としての正常な機能と役割を果たしているのかを考えてみるべきではないかと考える。

本来なら医療センターと医師会は連携協力のもと、初期救急をはじめ夜間救急医療等、医療センターの運営にご尽力いただけるはずである。ところが、橋田市長が濱砂前理事長に対して行われた解任処分をはじめとする言動によって、残念ながら西都西児湯医師会との連携は全く図られていない。そのことによって共同利用型補助金の申請が出来ない状態にある。当然、夜間急病センター等への医師派遣もなされていないという異常な状態にある。

私は、医療センターに市民が一番求めているのは、西都市に救急病院が出来たときの原点である「24時間対応の救

急医療」「いつでも安心して24時間医療が受けられる病院の実現」にあると考える。その立場から市長の責任において、医療センターと地元の医師会と関係する医療機関、とりわけ市内の他の救急医療指定病院との信頼を回復し協力連携が図れる環境を整えるべきであると考え。とりわけ、救急医療体制について、十分な協議が行える環境をつくるべきではと考える。

私は、信頼関係の上に、そのような環境改善が図られるなら、医療センターの運営にとっても、地域医療にも明るい展望が見えてくるものと考え。

しかしながら今の西都市長と医師会との関係においては、それらの協議すら出来ないでいる。そのような状況のもとで、「受入時間の延長」との表記が削除されることについては慎重であり、その前にやるべきことをやってほしいとの思いから、強くその見直しを求めたい。」

との反対討論があり、また、ある委員からは

「第4期中期目標案において、第2、住民に対する提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項があり、その中の(3)に地域に不足する診療科の充実が追加された。対策室にその意味を確認したところである。その中で、現在不足している産婦人科や耳鼻咽喉科など、また要望が多い小児科などを補ってほしいと答弁された。今までは緊急性が高い診療科の充実を謳っていたが、それとともに住民ニーズに沿ったこの目標を挙げることには賛成したいと思う。

西都市は移住、定住の促進を掲げているが、この医療サー

ビスは移住、定住促進には必要不可欠なことである。

また、民間の医療機関に不足する診療科の誘致も継続していると聞いている。地域住民が安心して住める西都市づくりのためにも、この項目を追加したことに賛成したい。また、(5) 在宅医療の充実に向けた支援の中に「地域包括ケアシステムの構築に向け」という文言が追加された。

この内容は同じく地域住民が安心して進める西都市作りのためにも必要だと思う。以上を追加したことにより、同目標を定めることに賛成したいと考える。」

との賛成討論がなされましたが、採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長の決するところにより、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第141号「銀鏡地区集会施設の指定管理者の指定について」であります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第142号「西都市学習等供用施設の指定管理者の指定について」であります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第143号「西都市都市公園条例の一部改正に

ついて」であります。

本案は、都市公園における自動販売機の設置に関する使用料を見直すことに伴い、所要の整備を行うものであります。

本案においては、種々質疑の後、ある委員より

「本案は、積極的な行政財産の有効活用による更なる収益確保を目的として次年度より自動販売機業者を公募(入札)により決定することとして準備を進めていたが、現行の都市公園条例では公募(入札)による使用料の決定が出来ないということが判明したことから、今回改正するものであり賛成したい。今回の改正では、別表第2表において、法の表現と統一するため、第1項中、ただし書きを削除し、第3項「公園内に施設を設ける場合」の表中に「自動販売機1台につき1年(年額)8000円」を追加するとともに「占用料」を「使用料」に改め、第3項第3号に「自動販売機設置者を公募により選定できる」旨の規定が設けられている。

提出された資料では、都市公園条例内に設置してある自動販売機は27台。主な設置団体は、西都市スポーツ協会が16台、福祉団体関係では「西都市身体障がい者福祉協会」が4台、「西都市母子寡婦福祉連絡協議会」が4台設置している。これらの各団体には事前に説明し了解が得られているとのことであったが、特に福祉団体では自動販売機の収益の一部を団体の活動資金に充てていることか、今後において団体の運営に影響が出ることが心配されるところであり、その場合には、市からの補助によって対応されることを強く要望しておきたい。」との賛成討論があり、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。